

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷三丁目9番18号

氏名 株式会社 黒姫
代表取締役 唐澤 明彦



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ ^{第14条第6項}の許可を受けた者であることを証する。

船橋市長 松 戸 徹



許可の年月日 令和5年6月16日

許可の有効年月日 令和12年6月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

破砕による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破砕による中間処理に係るもの

(ア) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、

(イ) 鋳さい、(ウ) がれき類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙の1のとおり。

3. 許可の条件

許可証別紙の2のとおり。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年6月16日	新規許可
平成30年5月31日	変更届（保管場の変更）
平成30年6月16日	更新許可
平成30年8月21日	変更届（処理施設の変更）
平成31年4月8日	変更届（保管場の変更）
令和5年5月9日	変更届（代表者及び役員の変更）
令和5年6月16日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

以下余白

許可証別紙

1 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号)	数量	設置場所
破碎施設	1,424 t/日 平成30年7月13日 第30-4-2-17号	1	千葉県船橋市西浦二丁目3番38、 3番39、3番63、3番83
がれき類保管施設	554.49 m ² 1,916.28 m ³	1	
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設	40 m ² 80 m ³	1	
コンクリートくず及び陶磁器くず保管施設	1 m ² 1 m ³	1	
ガラスくず保管施設	1 m ² 1 m ³	1	
鉾さい保管施設	1 m ² 1 m ³	1	
破碎製品保管施設	71 m ² 218.25 m ³	1	
	523.9 m ² 2,175 m ³	1	
破碎製品（鉾さい）保管施設	1 m ² 1 m ³	1	
破碎製品（ガラスくず）保管施設	1 m ² 1 m ³	1	
破碎残さ保管場所	8.58 m ² 8.2 m ³	1	
金属残さ保管場所	7.41 m ² 9.41 m ³	1	

2 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の中間処理及び保管は、上記の処理能力を超えて行わないこと。
- (2) 粉じんの発生防止及び騒音防止に万全を期すこと。
- (3) 破碎施設の稼働時間は午前6時から午後10時までとすること。
- (4) 破碎製品の搬出は公共工事に使用する場合を除き、午前6時から午後10時までとすること。